



島根県報

令和元年 8 月 27 日 (火)

第 33 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

【告 示】

令和元年 9 月定例県議会の招集 (財 政 課) 2

指定施業要件の変更予定保安林 (森 林 整 備 課) 2

解除予定保安林 (") 3

保安林の指定の解除 (") 3

保安林の指定施業要件の変更 (3 件) (") 4

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (") 6

都市計画事業変更の認可 (下 水 道 推 進 課) 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第29号）

1 規則の概要

殻長 3 センチメートル以下のあさり（中海及び境水道におけるものに限る。）は、採捕してはならないこととした。（第36条関係）

2 施行期日

令和元年10月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第29号

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第36条第 1 項の表中 「

ぶり（もじゃこ）	全 長 15センチメートル以下
----------	-----------------

 を

「

ぶり（もじゃこ）	全 長 15センチメートル以下
あさり（中海及び境水道におけるものに限る。）	殻 長 3センチメートル以下

 に改める。」

附 則

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

告 示

島根県告示第197号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第 1 項の規定により、令和元年 9 月 5 日定例県議会を松江市に招集するので、同条第 7 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第198号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年 8 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
益田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
益田市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第199号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 8 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市弥栄町門田843-17
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第200号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年 8 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1319-91
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

島根県告示第201号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年 8 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1319-35、イ1319-44、イ1319-52

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市金城町波佐イ1319-44（次の図に示す部分に限る。）、イ1319-52

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1195

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年 8 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町長安本郷403-2、403-3、404-1、424-2、739-2、741-1、741-2、741-5、742-1、742-2、742-5、783-1、783-2

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
弥栄町長安本郷783-1、783-2
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町長安本郷623、780、781
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第203号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年 8 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
益田市匹見町石谷口747内3
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第204号

令和元年島根県告示第64号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 8 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
邑智郡邑南町阿須那1844	伊達 脩
邑智郡邑南町阿須那1846- 1	末田 康子
邑智郡邑南町阿須那2325- 2	三上 千代子
邑智郡邑南町阿須那2366	三上 万市
邑智郡邑南町阿須那2427	吉川 春雄
邑智郡邑南町阿須那2427	日高 清市
邑智郡邑南町阿須那2427	細貝 乙市
邑智郡邑南町阿須那2427	細貝 マツ
邑智郡邑南町阿須那2427	細木 正太郎
邑智郡邑南町阿須那2427	三上 兼市
邑智郡邑南町阿須那2427	三上 兼松
邑智郡邑南町阿須那2427	三上 菊市
邑智郡邑南町阿須那2427	三上 清人
邑智郡邑南町阿須那2427	三上 泰次
邑智郡邑南町阿須那2831	高橋 大三
邑智郡邑南町阿須那2835- 2	高橋 宗三
邑智郡邑南町阿須那2903- 1、2903- 2、2906	黒田 秀昭
邑智郡邑南町阿須那2987- 4	前田 富士之進
邑智郡邑南町阿須那3075	種 良作
邑智郡邑南町阿須那3145	種 政市

島根県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 8 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 施行者の名称

大田市

2 都市計画事業の種類及び名称

大田都市計画下水道事業

大田市公共下水道

3 事業施行期間

平成16年 5 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成30年 3 月 30 日島根県告示第225号の事業地に大田市久手町波根西、久手町刺鹿、長久町土江、長久町長久、久利町行恒、大田町吉永及び大田町大田を加える。